

佐賀県告示第 17 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 26 年 1 月 28 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 起業者の名称 学校法人佐賀学園
- 2 事業の種類 学校法人佐賀学園多目的グラウンド建設工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松及び金立町大字千布字布上三本松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松及び金立町大字千布字布上三本松地内における 26,561 平方メートルの土地を起業地とする学校法人佐賀学園多目的グラウンド建設工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、学校法人佐賀学園の理事会で承認されている事業であり、財源措置も講じられていることから、起業者である学校法人佐賀学園は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

建学時は商業科のみであった学校法人佐賀学園は、昭和 45 年 4 月に普通科を、昭和 47 年 4 月に情報処理科を設置し、平成 2 年 4 月には普通科に特別進学コースを新設した。さらに平成 9 年 4 月に成穎中学校を新設し、平成 12 年 4 月には成穎高等部を新設するなど、学校創設以来、教育の振興に寄与している。

しかしながら、現在のグラウンドは約 10,000 m²と他の県内中高一貫校と比較しても著しく狭く、屋外での体育授業が中学・高校で重複する場合には、いずれかを屋内体育館での授業へと変更するなどして対応せざるを得ず、円滑な体育授業の実施が困難な状況にある。さらに、野球部とサッカー部の練習は、一部の練習を除き同時に行うことができず、同時使用の際にも、移動式の防球ネットを設置しているにもかかわらず、打球がサッカー部員を直撃するなどの事故が発生している。また、平成 18 年に野球部が他校との練習試合を行った際には、ファールボールがグラウンドを超え、民間の駐車場内の乗用車にあたるなどの物損事故も発生している。こういった事故の続発が危惧されたため、現グラウンドでの練習試合を自粛し、年間 50 日 100 試合を校外で行うなどクラブ活動にも著しい支障が生じ、本件事業の施行が急務となっている。また、成穎中学校のサッカー部の活動も練習場所の確保ができないことから休

止している。こうした事態は、クラブ活動において幅広い競技種目に取り組むことが困難な状況にあり、「スポーツを通して人間力の向上を目指す」という、学校法人佐賀学園の教育理念にも影響を及ぼしている。

本件事業の施行により、体育授業の円滑な実施が可能となり、生徒の健全な体力増進等に寄与し、スポーツ活動の教育環境を整え、文武両道を実践し建学の精神である「産業界の第一線に貢献する人材の育成」を実行、実現する高度の蓋然性が認められる。

なお、本件事業の施行に当たっては、排出ガス、騒音、振動及び濁水の流出を抑えるなど、周辺環境に配慮して事業を進めることとされており、周辺環境への影響は軽微なものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、起業者が任意で希少な動物及び植物について調査したところ、本件起業地付近には、佐賀県が発行している「佐賀県レッドリスト」に絶滅危惧 類種として掲載されている淡水魚類のカゼトゲタナゴ及び準絶滅危惧種として掲載されているメダカが生育している可能性があることが判明した。

しかしながら、本件事業によって改変される範囲はわずかであり、周辺には類似の環境が広く残されることから、本件事業の施行に伴う当該動物への影響は極めて少ないと認められる。

また、本件起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第1項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地の平尾二本杉遺跡が

確認されているが、起業者は本件事業の施行に当たり、埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに本県教育委員会と協議を行い、その保護について十分留意し、本件事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により整備されるグラウンドの規模は、必要とする設備の規模や利用形態を踏まえ計画されており、また、他校（県内中高一貫校）との比較においても、適切なものと認められる

本件起業地については、立地条件、交通の利便性、事業費等を考慮した3つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、立地条件及び交通の利便性等が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

前記のとおり、円滑な体育授業の実施と、事故を防止するとともにスポーツ活動の教育環境を整えるために、本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。

また、地元自治会等から早期実現を求める要望書も提出されている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 都市政策課